

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第105号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月5日 10時50分ごろ	
発生場所	千葉港葛南区 千葉縣市川市千葉港市川第3号灯浮標付近 (概位 北緯35°38.0′ 東経139°58.0′)	
事故等調査の経過	平成22年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三十八 ^{げいよ} 芸予丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	132255、芸予産業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底塗料剥離	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等航海士ほか3人が乗り組み、土壌約1,400トン積載し、千葉港葛南区を出航し、市川水路を約6ノットの速力で南南東進中、他船が前路を横断したため、これを避けようとして右舵を取ったところ、平成22年5月5日10時50分ごろ、右舷船首部が同水路西側端の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、タグボートにより離礁したのち、潜水士による船底調査が行われた。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：潮高 約110cm、潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	<p>市川水路は、広大な干潟（三番瀬）の中央部を掘り下げて可航域としており、水路の両側は水深1m以下の浅所となっている。</p> <p>本事故当時、本船の喫水は、船首約3.40m、船尾約5.55mであった。また、本船の船橋には、船長と一等航海士が在橋し、一等航海士が操船していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、市川水路を南南東進中、接近する他船を避けようとして右転したため、同水路西側端の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、市川水路を南南東進中、接近する他船を避けようとして右転したため、同水路西側端の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	